

財団法人日中友好会館寄付行為

第1章 名称と事務所

第1条 本法人は財団法人日中友好会館（以下「本法人」という）という。

第2条 本法人は事務所を東京都文京区後楽一丁目5番3号に置く。

第2章 目的と事業

第3条 本法人は日中両国間の人事・経済・文化の友好交流を盛んにし、両国の未長い確固不動の友好関係を築き上げ、もって両国の経済・文化の発展向上を図り、さらに世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。

第4条 本法人は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、中国人留学生・研修生に対する寄宿舍および関連施設の経営ならびに修学上の便宜供与
- 二、前条の目的に従事する両国の研究者・教育者・技術者等に対する宿泊施設の提供ならびに滞在中の各種の便宜供与
- 三、中国語ならびに日本語習得のための専門学校日中学院の経営
- 四、両国関係および政治・経済・文化・学術に関する調査・研究、同文献・資料の収集・展示・保存ならびに出版物の刊行
- 五、講演会・講習会・展示会・研究会・研修会・映画会等の開催
- 六、両国友好諸団体の友好活動に対する協力ならびに共同事業
- 七、その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産と会計

第5条 本法人の資産は次の各号により構成される。

- 一、別紙目録記載の財産
- 二、寄付金品
- 三、基本財産から生ずる果実
- 四、事業に伴う収入
- 五、その他の収入

第6条 本法人の資産は、これを基本財産および運用財産の二種に分ける。

基本財産は次の各号により構成され、これを処分することはできない。

但し、やむを得ない理由があるときは理事3分の2以上の同意を経、なお主務官庁の認可を経て、その一部を処分することができる。

- 一、前条第一号の財産中基本財産と定めたもの
 - 二、基本財産と指定して受けた寄付財産
 - 三、理事会で基本財産に繰入れることを決議した財産
- 運用財産は基本財産の元本以外の財産により構成される。

第7条 本法人の経費は運用財産をもって支弁する。

第8条 本法人の資産は理事長がこれを管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。

第9条 資産のうち、現金は郵便官署・確実な銀行または信託会社に預け入れ、もしくは信託し、あるいは国公債等確実な有価証券に換え、保管するものとする。
なお、理事会の議決を経て、不動産を買入れまたは処分することができる。

第10条 年度末において剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部もしくは一部を翌年度に繰越すかまたは基本財産に繰入れるものとする。

第11条 本法人の毎年度の予算は年度開始前に理事会の議決を経てこれを定め、すみやかに主務官庁に報告するとともに、決算はその年度末財産目録とともに監事の監査を受け、理事会の議決を経て年度終了後3ヶ月以内に主務官庁に報告するものとする。

第12条 本法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けるものとする。

第13条 本法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員および職員

第14条 本法人に次の役員を置く。

- 一、会長 1名
- 二、副会長 3名以内
- 三、理事長 1名
- 四、常務理事 2名以内
- 五、理事 15名以上21名以内
- 六、監事 2名

第15条 会長および副会長は、理事会において理事中より推挙する。

2. 理事長は会長が理事会に諮り理事中から委嘱する。
3. 常務理事は、理事長が理事会に諮り理事中から委嘱する。

4. 理事および監事は、評議会の推薦により会長が委嘱する。

第16条 会長は本法人を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、また欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、またはその職務を行う。
3. 理事長は本法人を代表し業務の執行を総括する。
4. 理事長に事故があるとき、また欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により常務理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。
5. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
6. 理事は、理事会を組織し、事業執行を計る。
7. 監事は、民法第59条の職務を行う。

第17条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

補欠により就任にした役員の任期は前任者の残任期間とする。

第18条 役員の任期満了の場合といえども後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

第19条 役員は、次の各号の1に該当するときは、理事会においてその役員を解任することができる。

- 一、心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第20条 役員は有給とすることができる。

2. 役員の報酬は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第21条 本法人に評議員30名以上45名以内を置く。

2. 評議員は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
3. 評議員は評議員会を組織し理事および監事を推薦するほか事業運営に関し理事会から付議される事項を審議する。
4. 評議員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
なお、補欠のため就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第22条 本法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第5章 名誉会長、顧問および参与

第23条 本法人に、名誉会長を置くことができる。

2. 名誉会長は、永年にわたり会長として本法人に貢献し、理事を退任した者をあて、会長が理事会に諮りこれを委嘱する。

第24条 本法人に、名誉顧問、顧問および参与若干名を置くことができる。

2. 名誉顧問は、会長が理事会に諮りこれを委嘱する。
3. 顧問および参与は、会長がこれを委嘱する。

第6章 会議

第25条 理事会は、理事長が必要と認めたときこれを招集する。

2. 理事会は、理事3分の1以上の請求があったときまたは監事から理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
3. 理事会の議長は、理事長とする。

第26条 理事会は理事の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

但し、やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって意志を表示し、または受任者を他の出席する理事に委託することができる。この場合には出席したものとみなす。

第27条 理事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第28条 理事会にはこの寄付行為に規定してあるもののほか次ぎの事項を付議する。

- 一、事業計画の決定
- 二、事業運営上重要な事項

第29条 評議員会は、理事長が必要と認めるとき、または評議員3分の1以上の請求があったときこれを招集する。

2. 評議員会の議長は評議員のなかから理事長がこれを指名する。

第30条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第7章 賛助会員

第31条 本法人の目的および事業に賛同する者は、理事会が別に定めるところに従い賛助会員となることができる。

第8章 寄付行為の変更および解散

第32条 この寄付行為は、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けなければ変更できない。

第33条 本法人の解散は、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けなければならない。

第34条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けて、本法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

付則

- 1．本法人の寄付行為施行について必要な細則は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。
- 2．変更後の寄付行為は、平成7年8月1日から実施する。